

境港市議会政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、境港市議会議員（以下「議員」という。）が、市民の代表として人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の厳粛な信託を受けた代表者として、自らの行動を厳しく律し、より高い倫理観を持ち市政に携わる権能と責務を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、真摯かつ誠実に疑惑の解明に努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準（以下「倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。
- (2) 議員の地位を利用して公正を疑われるような金品を授受しないこと。
- (3) 市及び本市行政と密接な関係のある法人（以下「市等」という。）が行う許認可等の処分若しくは行政指導又は工事請負契約、業務委託契約、物品納入契約その他の契約（以下「工事請負契約等」という。）に関し、特定のもののために不正な働きかけをしないこと。
- (4) 市職員の採用、昇任、降任、異動その他の人事について、その地位を利用し、影響力を行使しないこと。
- (5) 政治活動に関して、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、議員の後援団体についても同様に取り扱わせるよう措置すること。
- (6) 市等の職員の公正な職務遂行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

2 前項に規定する倫理基準の運用に当たっては、議員の正当な活動を制限することのないよう留意しなければならない。

(補助等を受けている団体の役員等への就任)

第4条 議員は、市等から活動及び運営に対する補助又は助成を受けている団体の長に就任しないよう努めること。ただし、その職に帰する一切の報酬を受けていない場合を除く。

2 議員は、前項に規定する団体から報酬を受領する役員に就任し、又はその職を辞

し、若しくは異動があったときは、遅滞なく議長にその旨を届け出なければならぬ。

3 議長は、前項の規定により提出された届出を公表するものとする。

(工事請負契約等に関する遵守事項)

第5条 議員は、自らが実質的に経営に関与する企業と市等との間で締結する工事請負契約等に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑を生じさせないよう努めなければならない。

(除斥の議員名及び事件名の公表)

第6条 議長は、地方自治法第117条の規定により除斥された議員及び事件名を公表するものとする。

2 前項の規定により除斥される議員は、当該議事が行われる前に議長に届け出なくてはならない。

(審査の請求)

第7条 議員は、倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、それを疑うに足る事実を証する資料を添えて、議員定数の5分の1以上の議員の連署をもって、その代表者（以下「議員による審査請求代表者」という。）から書面で議長に対して審査を請求することができる。

2 議員の選挙権を有する者（以下「有権者」という。）は、倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、それを疑うに足る事実を証する資料を添えて、有権者100人以上の者の連署をもって、その代表者（以下「市民による審査請求代表者」という。）から書面で議長に対して審査を請求することができる。

3 前項に規定する有権者とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録された者とする。

4 議長は、市民による審査請求代表者から第2項の規定による書面の提出があったときは、直ちに境港市選挙管理委員会に対し、署名した者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を求めるものとする。この場合において、境港市選挙管理委員会は、署名の確認審査を行いその結果を議長に通知するものとする。

5 議長は、第1項又は第2項に規定する要件を満たしていると認めたときは当該審査請求を受理し、又は要件を満たしていないと認めたときは却下するものとして、その旨を議員による審査請求代表者又は市民による審査請求代表者に通知するものとする。

(審査会の設置)

第8条 議長は、前条第5項の規定に基づき審査請求を受理したときは、これを審査するために、議会に境港市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

(審査会の組織)

第9条 審査会は、議員の内から議長が指名する委員3人と識見を有する者の内から

議長が委嘱する委員3人をもって組織する。

- 2 委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。
- 3 議長は、委員に欠員が出た場合、速やかに補充するものとする。
- 4 審査会には、会長及び副会長1人を置く。
- 5 会長及び副会長は、審査会において互選する。
- 6 会長は、審査会を代表し議事その他会務を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第10条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に開かれる会議は、議長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、これを聞くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とすることができます。

(審査)

第11条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査を請求された議員（以下「被審査議員」という。）、議員による審査請求代表者又は市民による審査請求代表者（以下「審査請求代表者」という。）、識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

- 2 審査会は、審査に当たり、被審査議員が審査会に出席し、又は書面により弁明する機会を設けなければならない。
- 3 被審査議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して意見を述べなければならない。
- 4 審査会は、審査を付託された日から60日以内に審査を終了し、審査の結果を議長に文書をもって報告しなければならない。

(審査結果の通知及び公表)

第12条 議長は、前条第4項の規定により報告を受けたときは、審査請求代表者及び被審査議員に対し、審査の結果を文書で通知するものとする。

- 2 被審査議員は、前項の文書を受け取った日から14日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる。
- 3 議長は、前項に規定する弁明書の提出を受けた後、又は同項に定める弁明書の提出期間経過後、遅滞なく、第1項の審査結果の概要を市民に公表するものとする。この場合において、前項の弁明書の提出があったときは、併せて公表するものとする。

(議会の措置)

- 第13条 議会は、審査会の報告を尊重するものとする。
- 2 議会は、被審査議員が倫理基準に違反したものと認められるときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 議長は、前項の措置の内容を市民に公表するものとする。

(守秘義務)

第14条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その者が委員でなくなった後も同様とする。

(条例の見直し)

第15条 議会は、この条例の施行後適当な時期において、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。